



平成 21 年 7 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社 淀川製鋼所
(URL <http://www.yodoko.co.jp/>)
代表者名 取締役社長 國保善次
(コード番号 5451 東・大の各1部)
問合せ先 執行役員 経理部長 林 真生
(TEL 06-6245-1113)

当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の 一部変更及び継続に関するお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます。）の導入を決定し、その後平成18年7月、平成19年7月および平成20年7月の取締役会決議に基づき継続しておりますが、本年7月30日をもって現行プランの有効期間が満了することから、企業価値の向上、株主共同の利益の保護といった観点から、延長の是非も含めそのあり方について検討をいたしました。

その結果、情勢の変化や平成21年1月5日に施行された株式等の取引に関する決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律によるいわゆる株券電子化に伴う関係法令の整備並びに証券取引法の改正・改称による金融商品取引法の施行等を踏まえ、現在の方針を一部変更した上で、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本プラン」といいます。）として継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本プランの継続を決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に異議がない旨の意見を述べております。また、平成21年3月31日現在における当社の株主の状況等は、別紙「当社株式の状況」のとおりであり、平成21年7月15日現在において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

1. 当社における企業価値向上に向けた取組

当社は、規模の追求よりも個性をもって充実し、社会から必要とされる企業をめざし、鋼板関連事業として、溶融亜鉛めっき鋼板・塗装溶融亜鉛めっき鋼板等の表面処理鋼板を主力とし、その川下加工製品として建築用金物建材及びエクステリア等の建材製品への展開を図り、また、電炉関連事業として各種ロール製造、グレーチング加工と、鉄鋼を素材とした各種製品の製造販売

を中心に、付帯事業として不動産賃貸等の事業活動を行っております。特に、鉄鋼表面処理業界における当社の特長は、自社生産鋼板を使用した川下展開を図り、全国に19営業所を設置し、消費者と直結した製品を製造販売していることにあります。

当社のコア事業である鋼板部門では、環境負荷を低減するクロムフリー対応等に代表される高い技術力を背景に、家電・建材向けに強固な顧客基盤を有しており、また、その表面処理技術を活かして展開する建材エクステリア製品でも国内トップクラスのシェアを確保しております。

当社では、海外展開（台湾・マレーシア・タイ）による事業領域の拡大と同時に、事業の選択と集中及び効率化を目的として、不採算事業（電炉鋼塊・家庭用品）の整理・生産設備（圧延・めっき）の集約化を進め、収益基盤の確立を通じて企業価値向上を目指してまいりました。平成16年度を「成長への回帰元年」と位置づけ、「顧客満足度（CS）の一層の強化」「新商品・新分野開拓への取組」「全社横断の融合化体制の構築」などに取組み、以降、これらの取組を継続しております。

また、当社は平成17年12月これまでの企業理念を礎に、当社グループの価値観の共有化を一層推進するため、「新しい個性を持った価値の創造」を基本理念に掲げ、社会から信頼され、必要とされる存在価値のある企業を目指して、企業理念の改定を行いました。この「新しい個性を持った価値」とは、株主と顧客から信頼され期待される機能の創造（事業価値）、必要とされるベストメーカーとしての持続力（存続価値）、変革挑戦し成長する社員一人ひとりの個性（社員価値）、社会・自然環境と調和し共生への努力（社会価値）であります。当社グループ内において、これらの価値観を共有することは、必ずや企業価値向上に資するものと考えております。

環境問題への取組と致しましては、平成11年に「自然と調和し、共生する企業活動をおこなっていく」との環境宣言を発表して以降、環境への負荷を低減することは「環境への当社の責任」であり、永年培った技術・ノウハウを製品・工法・サービスに展開していくことが「環境への当社の貢献」と考え、毎年その成果を「環境報告書」として、当社ホームページに掲載しております。

当社のコーポレートガバナンスへの取組では、平成15年に取締役の経営責任を明確にし、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築することを可能とするため、取締役の任期を1年に短縮致しました。翌平成16年には、取締役の監督・意思決定機能と業務執行機能を一定の範囲で分離し、取締役会の監督機能強化・効率化と業務執行の迅速化を目指して、執行役員制の導入とともに取締役の員数を削減致しました。同時に、取締役及び執行役員に対する報酬制度についても見直しを行い、退職慰労金制度を廃止したうえで、当社の業績や株価への感応度をより引き上げ、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション制度を導入致しました。さらに、当社取締役会としましては、平成18年に当社経営陣から独立した社外取締役1名を設置し、取締役の業務執行を監視する体制を強化することにより経営の透明性を高めております。今後ともコーポレートガバ

ナンスの強化を実施していく所存であります。

また、コーポレートガバナンスの基礎となる当社企業理念に基づく事業活動を通じて、企業の社会的責任を果たし、健全なる行動が企業価値の維持向上に繋がることの認識をもって、内部統制システム整備の一環としてのコンプライアンス体制構築にも取り組み、コンプライアンス・ポリシーのもと、行動指針、コンプライアンス委員会規程、内部通報規程を策定しております。

利益還元方針につきましては、当社は内部留保を株主還元及び機動的な設備投資並びに新しい事業展開機会を活かすため、即ち長期的に株主利益を確保するために必要なものと基本的に考えております。また、配当政策として業績連動を導入し、安定的な配当として年間1株当たり10円を最低維持したうえで、配当性向50%(単体ベース)を目処に実施することとしており、当面この配当政策の継続を予定しております。

今後の当社企業価値向上への取り組みといたしましては、既存市場の深耕、新規市場の開拓、新商品開発を継続するとともに、国内外における事業領域の拡大、顧客満足度のレベルアップ、当社株価適正化を含めた資本政策の強化等を推進していくこととし、組織改革も視野に入れた施策を実施していく予定であります。

2. 本プラン導入の目的

当社は、国内及び世界の鉄鋼業界並びに鉄鋼市場が大きく構造変化する中、当社の自主自立の経営方針を維持しつつ、鋼板事業を主体として基礎的収益力の強化、企業経営体制の改革を行うなど、企業価値向上のための施策を実施しております。先に「全社横断の融合化体制の構築」と述べましたが、当社の各事業はその自立性維持と並立して、相互に補完しあい一体として機能することの相乗効果によって、より高い企業価値が創造されるものと考えております。当社の経営にあたっては、鋼板表面処理・電炉鑄造に関する永年に亘る技術の蓄積と経験、並びに当社のお取引先及び従業員等のステークホルダーのみならず、当社グループが事業を行っている国・地域におけるビジネスパートナー及びその従業員との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。また、新たな基礎技術を研究開発して商品化するまでに相当な期間を要する製造業においては、特に、目先の利益追求ではなく、腰を据えた改善の積重ねを進めていくという、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のユーザーであるお取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。

以上の点を考慮し、当社取締役会は、当社株式等の大量取得行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するべきであり、その判断のために必要かつ十分な情報が事前に提供されるべきである、という結論に至りました。

そこで、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益のため、以下の内容の事前の情報提供

等に関する一定のルールとして本プランを設定することと致しました。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等(注3)の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為がなされた場合を、その適用の対象とします(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

又は、

(ii) 当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)

又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)

の合計をいいます。

各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(2) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プラン

に従う旨及び大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した意向表明書をご提出いただくこととします。

かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）を提供していただきます。必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容
- ③ 当社株式の取得対価の価額・種類・算定根拠及び取得資金の裏付け（調達スキームを含みます。）、買付けの時期、取引の仕組み等
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している、当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 当社のステークホルダー（顧客、取引先、従業員、地域社会等）と当社の関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥ その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（下記（4）に定義されます。）に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

（3）取締役会による評価・検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式全部の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

ただし、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会または独立委員会が、取締役

会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、取締役会は、その決議により必要な期間内で取締役会評価期間を延長することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

（４）独立委員会による評価・検討と取締役会に対する提言

当社取締役会は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します。

独立委員会は3名以上の委員により構成され、当社社外取締役、当社社外監査役及び外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします。なお、現委員の氏名及び略歴は別紙2「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりであります。

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、独立委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

- ① 必要情報が不十分である場合に、当社取締役会を通して大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること
- ② 当社の取締役会に対し、所定の期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること
- ③ 当社の取締役会に対し、合理的な範囲で取締役会評価期間の延長を求めること
- ④ 当社取締役会等を通して間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと
- ⑤ 本プランの廃止または変更を取締役会に対して勧告すること
- ⑥ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、独立委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとします。

(5) 大規模買付者に対する対応方針

i 大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合には、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害しないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ii 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

(6) 対抗措置の具体的内容

上記(5)により、取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置の中から、その時点で

最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や独立委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で判断します。

具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けます。

（７）対抗措置の中止等

上記（５）において、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合であっても、以下の場合には、独立委員会の意見または勧告を尊重した上で、対抗措置の中止もしくは変更を決定できるものとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が実施され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどにより、当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の効力発生までの間は、新株予約権の無償割当の中止、または、新株予約権無償割当後において、行使期間開始までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

- ① 大規模買付者が買付提案を変更し、当該提案が合理的かつ妥当と、当社取締役会自ら判断し、または独立委員会からかかる勧告がなされた場合
- ② 当社取締役会が大規模買付者との間で当該対抗措置を発動しない旨の合意または当該対抗措置の発動を中止する旨の合意に至った場合
- ③ 大規模買付者が買付行為の撤回をした場合、その他買付行為が存在しなくなった場合
- ④ 対抗措置の発動決定の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付行為が当該対抗措置の発動の条件を満たさなくなった場合、または当該対抗措置の発動の条件を満たしていても当該対抗措置の発動が相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

４．株主・投資家に与える影響等

（１）本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、

そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合または、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様に対して割当を実施します。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、又当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため申込みや払込み等の手続きは必要となりません。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5 . 本プランの継続決定の経緯

本プランの継続は、平成21年7月15日に開催された当社取締役会において、取締役の全員一致をもって承認されました。なお、当社監査役全員は、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。

6 . 本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は、平成22年7月31日までとします。

但し、平成22年6月に開催予定の当社第111期定時株主総会において選任される取締役（全取締

役任期1年、毎年改選)が、平成22年7月31日までに開催される当社取締役会において、本プランを継続することを決定した場合、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、当社株主総会における取締役選任議案の付議に際しては、各取締役候補者の本プランの継続に関する賛否を議決権行使のための参考書類に記載することと致します。

当社取締役会は、本プランを継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示を行います。

以上

当社株式の状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

- (1) 発行可能株式総数 753,814,067 株
- (2) 発行済株式の総数 184,186,153 株（自己株式 17,338,831 株）
- (3) 株主数 9,265 名
- (4) 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持株数	出資比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,799	5.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4 G）	7,609	4.13
みずほ信託銀行株式会社	5,470	2.96
株式会社りそな銀行	5,342	2.90
株式会社みずほコーポレート銀行	5,310	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,478	2.43
日本生命保険相互会社	3,866	2.09
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,725	2.02
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリュポートフ ォリオ	3,670	1.99
ヨドコウ取引先持株会	2,985	1.62

（注）出資比率は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。

- (5) 当社役員の保有株式の状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

役員	持株数	出資比率
	株	%
取締役	170,875.280	0.09
監査役	38,706.124	0.02
計	209,581.404	0.11

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

1. 石田 榮次 (いしだ えいじ)

略 歴 昭和42年4月 株式会社大和銀行(現りそな銀行) 入行
平成12年5月 同行常務取締役辞任
平成12年6月 東洋テック株式会社入社、顧問
平成14年4月 同社代表取締役社長
平成18年6月 同社代表取締役会長
平成20年6月 当社社外取締役(現任)
平成20年7月 当社独立委員会委員(現任)

※石田榮次氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 今西 康訓 (いまにし やすのり)

略 歴 平成元年4月 弁護士登録、宇津呂雄章法律事務所
(現本町中央法律事務所) 入所(現任)
平成16年6月 当社社外監査役(現任)
平成18年5月 当社独立委員会委員(現任)

※今西康訓氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

3. 湯浅 光章 (ゆあさ みつあき)

略 歴 昭和48年9月 公認会計士登録
平成18年6月 あずさ監査法人退職
平成18年7月 公認会計士湯浅光章事務所開所(現任)
平成20年6月 当社社外監査役(現任)
平成20年7月 当社独立委員会委員(現任)

※湯浅光章氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

4. 河本 一郎 (かわもと いちろう)

略 歴 昭和39年2月 神戸大学法学部教授
昭和61年3月 同 名誉教授(現任)
昭和61年4月 神戸学院大学法学部教授
昭和61年5月 弁護士登録
平成7年12月 日本学士院会員(現任)
平成18年5月 当社独立委員会委員(現任)

5. 富田 英孝 (とみた ひでたか)

略 歴 昭和40年10月 公認会計士登録
平成元年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) 代表社員
平成16年6月 公認会計士 富田事務所(現任)
平成18年5月 当社独立委員会委員(現任)
平成19年6月 OUGホールディングス株式会社監査役(現任)
平成21年6月 株式会社サカイ引越センター監査役(現任)

以上